

社会福祉法人双樹苑役員報酬支給規定

(役員報酬)

第1条 理事長の報酬月額は26万円とする。

附 則

この規定は、平成19年4月1日より施行する。

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。